

介護保険制度は

みんなで支えあう制度です



介護保険制度は、市が保険者として運営しています。40歳以上のすべてのかたは加入者（被保険者）となり、保険料を納めていただくこととなります。（生活保護者を除く）
被保険者は、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。

介護サービスを利用するためには

サービスを利用できるかた

- ・65歳以上のかた
- ・40～64歳で、老化に起因する特定の疾病により介護の必要があるかた

申請手続きの方法

介護保険によるサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

サービスを利用するまでの手続きの流れは、下図のとおりです。

認定区分

申請後、認定のための調査が行われ、原則、申請後30日以内に認定結果が通知されます。認定区分には「非該当」「要支援1～2」「要介護1～5」の8段階があり、区分によって利用できるサービスが異なります。

【非該当】

介護保険の対象とはなりません。市が行う介護予防事業が利用できます。

【要支援1～2】

介護予防サービスを利用できます。その際、地域包括支援センター職員などが介護サービス計画を作成し、サービスの利用をお手伝いします。

【要介護1～5】

生活の維持改善を図るためのさまざまな介護サービスが利用できます。なお、在宅サービスを利用される際は、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが介護サービス計画を作成し、サービスの利用をお手伝いします。
※施設入所希望のかたは、直接施設へお申し込みください。

介護保険以外のサービス

市では、高齢者が自立した生活を継続できるように、介護保険対象外の支援を必要とするかたに対し、次のような事業を実施しています。
生活の不安を解消し、今の暮らしをより安心で安全なものにするために、ぜひご利用ください。



自立した生活のお手伝い

◆軽度生活援助事業

軽易な日常生活の援助（買い物、掃除、調理、洗濯、玄関前の除雪など）を行います。

対象者▼65歳以上の高齢者世帯で、要介護認定を受けていないかた

※除雪の場合は、要支援以上のかたがいる世帯

費用▼1回1時間2000円
(除雪の場合は1回1時間3000円)

車いすでお出かけの際には

◆外出支援サービス事業

通院やリハビリの援助を図るため、



市内のリフト付きタクシー利用券を交付します。
対象者▼65歳以上で、常時、車いすを利用されているかた

次のサービスをご希望のかたは、地区の民生委員にご相談ください。

いざという時のために

◆緊急通報システム設置事業
緊急時の対応が困難な世帯に、シルバーコールを設置します。
対象者▼65歳以上の高齢者世帯
費用▼月額199円（市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた、および市民税課税世帯のかた）

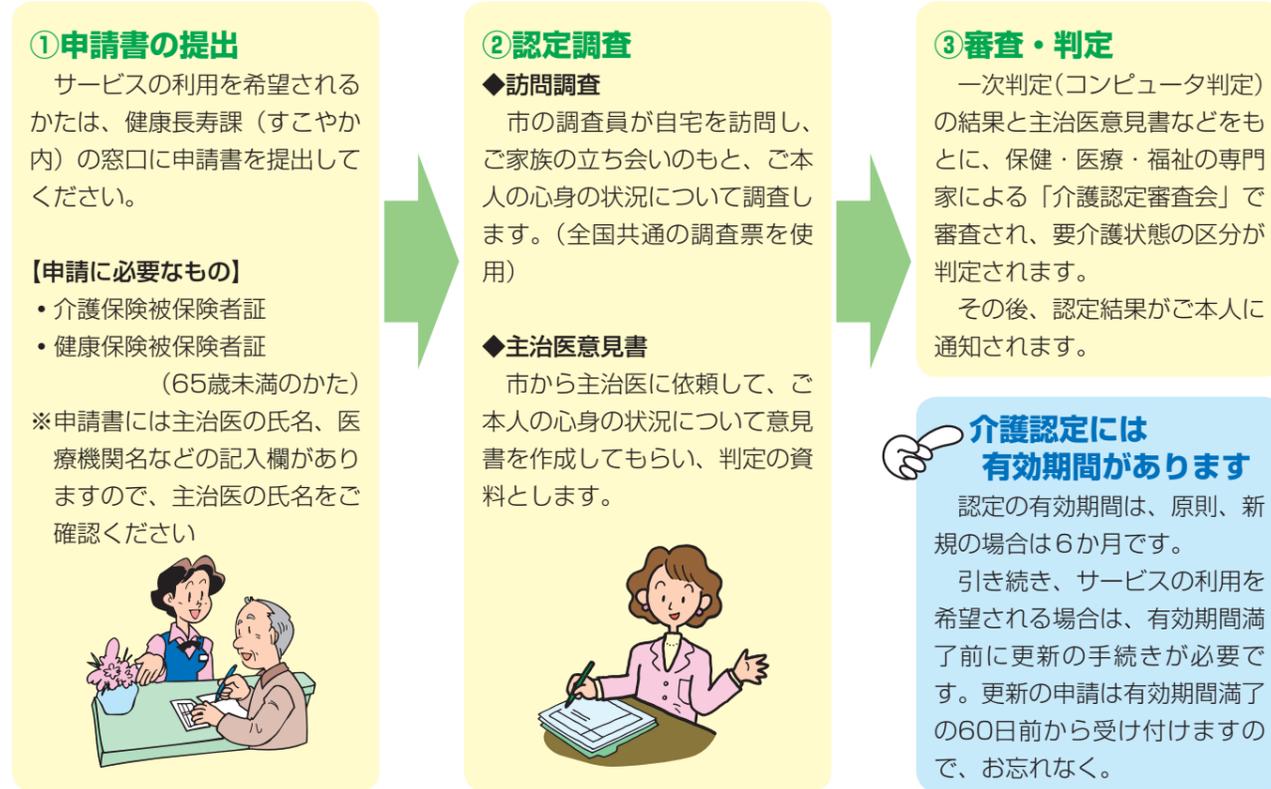
配食サービスを通じた見守り

◆給食サービス事業

調理などが困難なかたを対象に、健康などを考慮した食事を配達し、安全確認を行います。

対象者▼65歳以上の高齢者世帯など
費用▼1食あたり210円

要介護（要支援）認定までの流れ



介護保険認定状況

被保険者数（平成22年12月31日現在）

年齢区分	被保険者数（人）
65歳以上75歳未満	3,174
75歳以上	4,464
合計	7,638

認定者数（平成22年12月31日現在）

要介護度区分	認定者数（人）
要支援 1	158
要支援 2	158
要介護 1	203
要介護 2	282
要介護 3	184
要介護 4	221
要介護 5	182
合計	1,388

日常生活圏域ニーズ調査のお知らせ

65歳以上のかたから無作為に抽出して、「日常生活圏域ニーズ調査票」をお送りしていますが、まだ調査票を提出されていないかたは、お早めにご回答いただき、担当のケアマネージャーに渡すが、同封の返信用封筒で送付していただきますようお願いいたします。

介護保険料の大きな増額は抑制されています

介護に従事する人の処遇を改善するために、平成21年4月に介護報酬が3%引き上げられました。この改定にともない、介護保険料を増額せざるを得ないことになりましたが、平成21年度～23年度の3年間は保険料が大きく増額しないよう、国の特別対策が設けられています。

なお、平成24年度からは、介護保険料の見直しがあります。